

技能者数における控除対象者の定義について

様式第二十五号の十四 別紙三(20004帳票)及び様式第5号における「控除対象者」の定義について、建設業法施行規則で定められる定義に差異があります。

正しくは、様式第5号の記載要領に定められる、**【審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者】**ですので、申請の際にはご注意ください。

そのため、建設業法施行規則による記載要領（申請要領P34）については、読み替えのうえご対応いただくようお願いいたします。

なお、建設業法施行規則は改正され次第別途お知らせいたします。